

(広報資料)

令和2年6月1日

京都市行財政局

〔担当：人事部人事課〕

電話：222-3232

「京都市障害者活躍推進計画」の策定について

令和2年4月1日に障害者雇用促進法改正法が施行され、公務部門においては、障害のある方の活躍の場の拡大に向けて、雇用状況の的確な把握や、障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）の作成・公表等が義務付けられました。

この度、本市では別紙のとおり計画を策定し、同計画に基づく採用拡大、合理的配慮の推進及び職場定着の取組を進めることとしますので、お知らせします。

<京都市障害者活躍推進計画概要>

1 策定主旨

本市における障害者雇用の促進を着実に進め、誰もがいきいきと生活し、社会参加できる多様な共生社会の実現を推進する。

2 計画の目標

- ・ 令和5年6月1日時点における法定雇用率（2.60%（予定））の達成（令和元年6月1日現在2.06%）
- ・ 職場環境の整備や合理的配慮等の推進による、採用1年後の定着率100%の維持
- ・ 障害のある職員の「ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）」の向上

3 主な取組内容

(1) 体制整備

障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任、複線的な相談体制の構築

(2) 職務の選定・創出

・ 正職員

合理的配慮の推進、障害者職業生活相談員による就労定着フォロー等の実施により、障害のない職員と同様の業務に従事

・ その他

補助的業務への会計年度任用職員等の任用拡大

(3) 環境整備、人事管理

- ・ 職員からの要望を踏まえた合理的配慮の推進
- ・ 障害のある方を対象とした試験の受験資格を知的・精神障害者にも拡大（令和2年度から実施中）
- ・ より働きやすい休暇制度の検討
- ・ 研修等を通じた職場理解の促進